

給与勧告の仕組みと本年(平成27年)の勧告のポイント

民間給与との較差等に基づく給与改定

- ・公民較差▲9,925円(▲2.43%)を解消するため月例給を引下げ
- ・特別給の支給月数を0.10月分引上げ

給与制度の総合的見直しに係る給与改定

- ・給料表水準を平均1%程度引下げ ・地域手当の支給割合を1%引上げ
- ・単身赴任手当の支給額の引上げ ・管理職員特別勤務手当の支給基準の改定

目 次

- P1 … 1 民間給与との較差等に基づく給与改定
- P2 … 2 民間給与との較差の状況
- P3 … 3 勧告に基づく職員給与の試算
- P4 … 4 公民較差と民間の特別給の支給状況の推移
- P5 … 5 大阪市職員の平均年齢及び平均給与月額と期末・勤勉手当支給月数の推移
- P6 … 6 民間給与調査における調査事業所の状況
- P7 … 7 給料表別職員数及び構成割合の状況
- P8 … 8 民間企業従業員(賃金構造基本統計調査)の所定内給与(月額)の分布状況【非役職者】
- P9 … 9 民間企業従業員(賃金構造基本統計調査)の所定内給与(月額)の分布状況【係長級】
- P10 … 10 民間企業従業員(賃金構造基本統計調査)の所定内給与(月額)の分布状況【課長級】
- P11 … 11 民間企業従業員(賃金構造基本統計調査)の所定内給与(月額)の分布状況【部長級】
- P12 … 12 大阪市職員と民間企業従業員(賃金構造基本統計調査)の給与水準の比較
- P14 … 13 給与勧告の手順
- P15 … 14 公民比較の方法(ラスパイレス比較)
- P16 … 15 給与制度の総合的見直しに係る給与改定

1 民間給与との較差等に基づく給与改定

○月例給

■保育士及び幼稚園教員以外の職員について

月例給：公民較差 ▲9,925円（▲2.43%）を解消するため引下げ

1 改定内容

公民較差を解消するため、給料表を引下げ改定する必要がある。給料表を改定する場合、賃金センサスに基づく民間給与の傾向を踏まえ改定する必要がある。なお、給料月額引下げに伴い、管理職手当についても、改定の必要性を検討する必要がある。

(1) 行政職給料表の引下げ改定

- ① 1級及び2級：1級の全号給及び2級の初号付近は引下げを行わず、2級の中位号給以上については1級からの昇格時の対応も考慮しながら最大で平均改定率の8割程度の引下げにとどめる。
- ② 4級：平均改定率程度から平均改定率の1.2倍程度の引下げが必要である。
- ③ 6級：平均改定率程度から平均改定率の1.5倍程度の引下げが必要である。
- ④ 7級及び8級：平均改定率の1.2倍程度の引下げが必要である。
- ⑤ 3級及び5級：それぞれ前後の職務の級の給料水準とのバランスを考慮して改定する必要がある。

(2) 行政職給料表以外の給料表の改定

行政職給料表との均衡を基本として、改定を行う必要がある。ただし、医療職給料表(1)については、医師の処遇を確保する観点から、改定しないことが適当。

2 実施時期

改正条例公布日の翌月の初日

本年4月からの較差相当分解消のため所要の調整が必要となるが、原則として調整を行う必要はないと考える。ただし、給与減額措置が実施されていない弘済院に勤務する助産師等については、調整を行う必要がある。

■保育士及び幼稚園教員について

・改定を見送り

本市と民間とで組織・人事の構造が大きく異なり直接的に本市給与水準を民間給与水準と均衡させることには慎重であるべきであり、本市側と民間側の給与水準の状況のほか、民間側の給与水準は昨年と比べ全体として若干上昇しているものの大きな変化は見られないこと、多数の職員が給料月額を段階的に引き下げるといった経過措置の対象となっており、その給与水準は漸減していくことなどを考慮すると、保育士給料表及び幼稚園教育職給料表については改定すべき状態にあるとは言えないと考える。

○特別給

支給月数を0.10月分引上げ（現行4.10月分→4.20月分）

職種別民間給与実態調査における結果⇒ 4.21月分
本市の期末・勤勉手当の年間支給月数⇒ 4.10月分

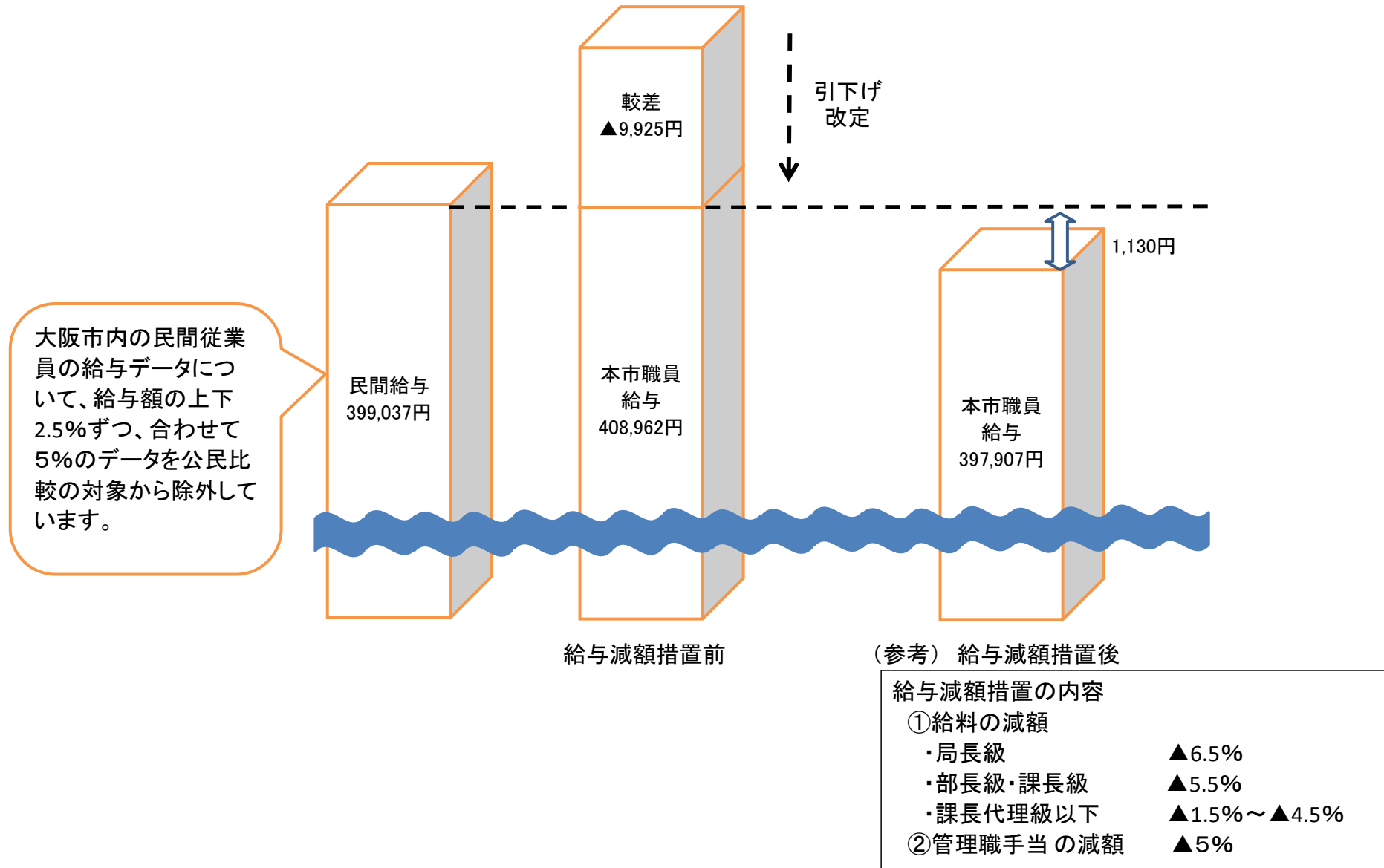
1 改定内容

民間における考課査定分の支給状況や人事院が勧告した支給割合のほか、勤務実績を適正に給与へ反映することも勘案し、勤勉手当に引上げ分を配分。

2 実施時期

- ・平成27年12月期の期末手当及び勤勉手当については、改定条例公布日の翌月の初日。
- ・平成28年度以降の期末手当及び勤勉手当については、平成28年4月1日。

2 民間給与との較差の状況

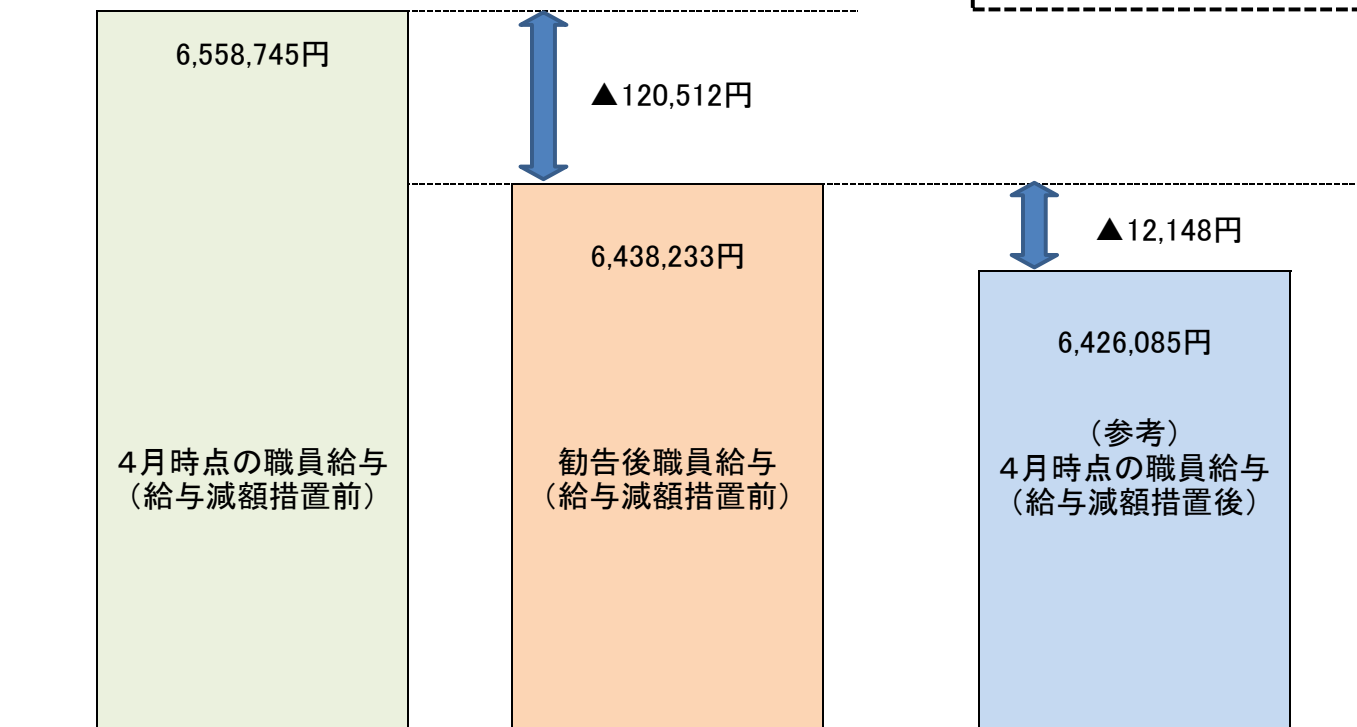


3 勧告に基づく職員給与の試算

本勧告に基づく改定が実施された場合の平均給与額を試算
 (行政職給料表適用者 平均年齢 42.5歳)

| | 4月時点の職員給与(給与減額措置前)① | 勧告実施後試算額 ② | 増減(②-①) |
|------|---------------------|------------|-----------|
| 給与月額 | 408,962円 | 399,037円 | ▲9,925円 |
| 年間給与 | 6,558,745円 | 6,438,233円 | ▲120,512円 |

【年間給与のイメージ図】



勧告が実施された場合の影響額
 (給与減額措置がないものとした場合の試算額)
 約▲12.2億円(行政職給料表)

4 公民較差と民間の特別給の支給状況の推移

| 年 | 公民較差 | | 民間の特別給の支給月数 | |
|-------|--------|--------|-------------|--------|
| | 大阪市 | (参考) 国 | 大阪市 | (参考) 国 |
| 平成15年 | ▲3.03% | ▲1.07% | 4.40月 | 4.40月 |
| | 0.14% | | | |
| 平成16年 | ▲0.02% | 0.01% | 4.40月 | 4.39月 |
| | 1.76% | | | |
| 平成17年 | ▲3.84% | ▲0.36% | 4.47月 | 4.46月 |
| | ▲0.95% | | | |
| 平成18年 | ▲1.96% | 0.00% | 4.46月 | 4.43月 |
| | ▲1.66% | | | |
| 平成19年 | 0.07% | 0.35% | 4.49月 | 4.51月 |
| 平成20年 | ▲0.60% | 0.04% | 4.49月 | 4.50月 |
| 平成21年 | ▲0.29% | ▲0.22% | 4.17月 | 4.17月 |
| | 3.29% | | | |
| 平成22年 | ▲0.35% | ▲0.19% | 3.94月 | 3.97月 |
| | 3.30% | | | |
| 平成23年 | ▲0.44% | ▲0.23% | 3.96月 | 3.99月 |
| | 2.79% | | | |
| 平成24年 | ▲1.72% | ▲0.07% | 3.95月 | 3.95月 |
| | 4.39% | 7.67% | | |
| 平成25年 | ▲4.19% | 0.02% | 3.97月 | 3.95月 |
| | 1.64% | 7.78% | | |
| 平成26年 | 3.05% | 0.27% | 4.11月 | 4.12月 |
| | 9.23% | | | |

- (注) 1.大阪市においては、平成15年度～平成18年度と平成21年度以降、国においては平成24年度～平成25年度は給与減額措置が実施されており、公民較差の数値は、上段が給与減額措置前、下段が給与減額措置後の額で算出した数値である。
- 2.大阪市の平成24年の公民較差の数値は、平成24年8月から実施された給与制度の改正が平成24年4月の人員配置で実施されたと仮定して試算した概算値である。